

令和7年度 町会掲示板設置等助成事業のご案内

1. 申請基数上限

制限なし

2. 申請期間

令和7年7月～10月末まで

※ 11月以降も「倒壊の危険がある」等で掲示板に関する費用が発生する場合は、個別でご相談ください。

※「新設」の場合、占用申請等が必要です。区道の場合は、申請に1ヶ月程度かかります。9月末までに区へご相談ください。

3. 助成金額（1基あたり）

種別	工 事 内 容	助 成 額
新設	① 道路、私有地に自立式で設置する。 (1) 道路（国道・都道・区道）は、占用許可が必要です。 ※国道・都道の場合は設置基準が厳しくなっています。 (2) 私有地は所有者との協議が必要です。協議書を取り交わす場合は区にひな形があります。 ※近年、土地所有者の相続問題で撤去を求められた例もありますので、十分協議してください。 ② フェンス・塀等に壁掛け式で設置する。	工事費用等の 1/2 上限7万円
改築	①既存の掲示板があり、それを廃棄して新たに設置する。 ②既存の掲示板があり、脚を残して板面のみを廃棄し、新しい板面を設置する。 ③掲示板撤去済の跡地に新たに掲示板を設置する。	
修繕	①ペンキを塗り替える。 ②板面の上から薄い木やマグネットシートを貼る。 ③脚・外枠を残して板面のみを交換する。 ④その他の修繕。	上限 2万円
移設	現存の掲示板を移動して設置する。	実費が2万円に満たない場合はその費用
撤去	掲示板を撤去・処分する。 ※「掲示板が古くなって危険なので撤去したい」「私有地に立てられた掲示板で、土地所有者から撤去を求められた」等、新たに設置はせず掲示板を廃棄する場合はその費用	

4. 助成の流れ（1基あたり）

内 容	説 明
助成の申出	設置場所を決めて地域振興グループにご連絡ください。 ※場合によっては、地域振興グループ職員が、助成を希望する掲示板の現場確認に伺います。その際は、町会ご担当者の立ち合いをお願いします。 【ご確認ください】 (1) 町会内で設置について合意済みですか？ (2) 設置場所が道路上の場合、交差点や信号・道路標識、駐車場の出入り口近くなどで、掲示板の設置により、交通に支障が出る場合は設置が認められません。 (3) 道路上の設置でも、設置場所の近隣の方は設置について了承済みですか？ (4) 私有地の場合は土地所有者の方と合意済みですか？ (5) 修繕・移設・撤去の場合、対象掲示板は町会所有の掲示板ですか？ 【留意事項】 新設・移設の場合は区で道路占用の許可の手続きをします。区道は早めに手続きが済みますが、都道・国道については、現在、未許可の掲示板が多く設置されており、国及び東京都と調整をしているため、新設はお待ちいただいている状況です。
申請書の提出	【提出書類】 ①申請書 ②≪新築・移設≫設置場所の写真 ③≪改築・移設・修繕・撤去≫掲示板の写真 2 枚以上 (全体写真及び申請理由が分かる写真) ④掲示板設置箇所図（地図に設置箇所を記したもの） ⑤掲示板設計図 ⑥見積書の写し ⇒後日、区より「交付決定通知書」を送付します。 ※工事終了後に提出していただく「実績報告書」「口座振替依頼書」「委任状」も同封します。
工事開始	「交付決定通知書」が届きましたら、工事を開始してください。
工事終了後 報告書の提出	【提出書類】 ①実績報告書 ②領収書の写し ③完成した掲示板の写真 ⇒後日、区より「交付確定通知書」の送付及び助成金の交付をします。 ※助成金の振込は、おおむね 1 か月程度かかります

【問い合わせ先】	区民活動推進課	3 9 8 1－0 4 7 9
	東部区民事務所	3 9 1 5－2 3 3 4
	西部区民事務所	4 5 6 6－4 0 2 2

年 月 日

豊島区長

町 会 等 名

会 長 氏 名

所 在 地

町会・自治会掲示板設置等助成金交付申請書

町会・自治会掲示板設置等助成金について、豊島区町会・自治会掲示板設置等助成金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 申請内容

申請種別	新築 ・ 改築 ・ 修繕 ・ 移設 ・ 撤去
申請理由 (新築の場合不要)	老朽化 ・ 引き戸タイプに改築 ・ 画板交換 その他 ()
設置場所	豊島区 丁目 番 号
設置年月	昭和・平成・令和 年 月
形 態	脚付 ・ 壁掛
工事期間 (予定)	着工： 年 月 日 完了： 年 月 日

2. 添付書類

- ①設置場所写真（新築・移設の場合）
②掲示板写真（改築・修繕・移設・撤去の場合）
③掲示板設置箇所図 ④掲示板設計図 ⑤見積書の写し

3. 連絡担当者

氏名		役職	
住所		電話番号	

別紙

設置場所写真（新設・移設の場合）

写真貼付

別紙

掲示板写真①（改築・修繕・移設・撤去の場合）

写真貼付

掲示板の全体像がわかる写真

掲示板写真②（改築・修繕・移設・撤去の場合）

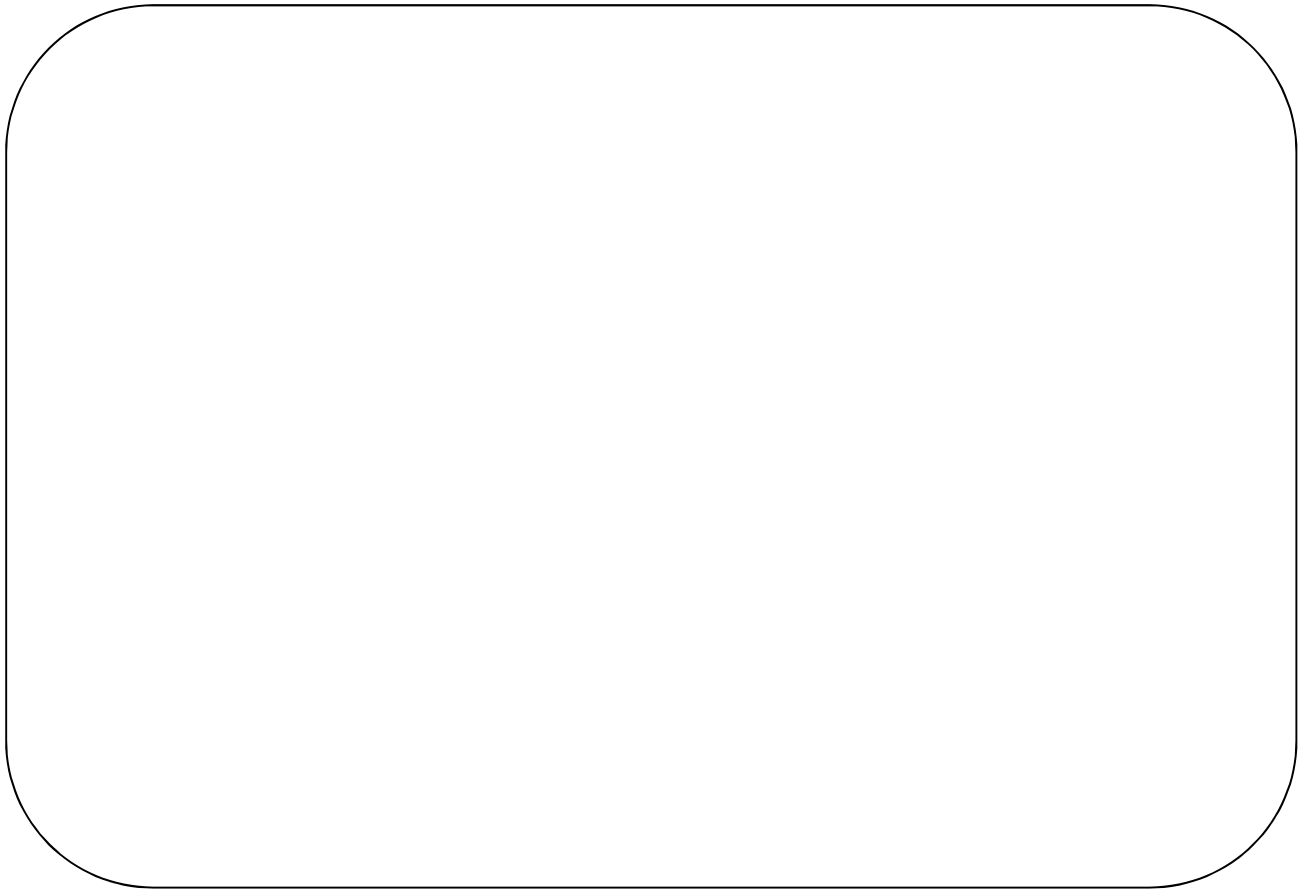
写真貼付

申請理由が分かる写真

例：老朽具合が分かる写真
画板の材質が分かる写真
など

別紙

掲示板設置箇所図（地図に設置箇所を記してください）



町会掲示板設置等の助成に関するアンケート

町会・自治会名	町会・自治会
----------------	--------

区には町会掲示板以外に、豊島区が所有・管理している掲示板があります。
豊島区の掲示板には「としまくけいじばん」の表記があります。

【町会掲示板】



【豊島区掲示板】



問1. 町会掲示板についてお伺いします。老朽化が進み改築等が必要な掲示板はありますか。

- ☐ ある
- ☐ ない（「ない」場合は問3にお進みください。）

問2. 問1にて「ある」と回答した町会にお伺いします。

① 老朽化が進んでいる町会掲示板は何基ありますか？ _____ 基

② それらは助成金を活用して、改築や修繕の予定はありますか。

- ☐ ある（「ある」場合は問3にお進みください。）
- ☐ ない（「改築・修繕しない掲示板もある」「まったく予定がない」）

③ ②にて「ない」と回答した理由をお聞かせください。

- ☐ 町会掲示板の助成金額が安すぎて町会の負担が大きいため
- ☐ 助成金を活用せず改築等を実施予定のため
- ☐ 近隣の住民からの苦情等はないため
- ☐ 撤去予定のため
- ☐ 町会掲示板を管理しきれなくなっているため
- ☐ その他（ _____ ）

④ ②にて「ない」と回答した掲示板の設置場所をお聞かせください。

住所：_____

住所：_____

住所：_____

問3. その他、掲示板に関するご意見がありましたらお願いします。

ご協力ありがとうございました。

■ 提出期限 令和7年8月8日（金）

■ 提出方法 (1)～(4)のいずれか

(1) F a x 03-3981-1213

セロセロ セロイ エル

(2) メール A0029701@city.toshima.lg.jp

(3) 持参 (区民活動推進課・東部区民事務所・西部区民事務所)

(4) 郵送 〒171-8422

東京都豊島区南池袋2-45-1

豊島区 区民部 区民活動推進課 地域振興グループ

【問い合わせ先】

区民活動推進課 地域振興グループ

☎03-3981-0479